

【参考】

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に関する注意事項

いすみ市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社設立時の登録免許税の減免について

認定を受けた特定創業支援事業の支援を受けて創業を行おうとする者又は創業した日以後5年を経過していない個人が会社を設立する際、登記にかかる登録免許税の軽減（株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%が0.35%※、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円が3万円）を受けることが可能です。

※最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減免されます。

◎本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合には、登録免許税の軽減を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠は3,500万円となります。これから創業する者（事業開始の6か月前）又は既に創業している者（創業後5年未満）について、具体的な計画がある場合は支援を受けることが可能です。

（信用保証協会、金融機関に証明書等を提出し、別途、審査を受ける必要があります。詳しくは保証協会にご相談ください）

◎本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。